

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

貯留等工作物等の技術基準を定める省令

下記のとおり、貯留等工作物等の技術基準を定める省令を制定する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名
貯留等工作物等の技術基準を定める省令
2. 対象品目
坑井、圧送機、導管
3. 趣旨及び目的
二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づき、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため、貯留等工作物等の技術基準を定める省令を定めます。
4. 公布予定
令和 7 年 1 1 月
5. 施行予定
令和 8 年 5 月
6. 意見提出先
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号
経済産業省 産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付
TEL 03-3501-1511 (内線 4961)
7. 意見提出期限
WTO・TBT通報から 6 0 日後